

資料2

次期鹿島市子ども・子育て支援事業計画策定に向けた取り組みについて

目次

1. 計画策定の趣旨について	1
2. 計画の名称について	1
3. 計画の位置づけ	1
4. 本計画の期間	2
5. 基本理念等について	2
6. 第二期計画策定にあたっての国からの通達事項について	3
7. 第一期計画からの見直し検討内容、追加施策等について	4
8. 計画構成のイメージ	5
9. 今後の策定スケジュールについて（案）	6

1. 計画策定の趣旨について

鹿島市（以下「本市という。」）では、平成26年度に「鹿島市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼稚園や保育園などの教育・保育について必要な量を定めるとともに、就学前の子どもの一時預かりや地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブなどの様々な子育て支援の事業についても提供体制を整備してきました。また、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

しかしながら、核家族化や地域コミュニティ意識の希薄化など、子育てを取り巻く環境が大きく変化する中で、子育てに不安や孤立感を感じる家庭の存在、待機児童の発生などが課題となっており、子ども・子育て支援新制度に基づく幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実や国が示す「子育て安心プラン（平成29年6月2日公表。詳細はP4参照。）」などに基づく保育の受け皿確保が進められている状況となっています。

今後は、幼児教育・保育の無償化、働き方改革、ワーク・ライフ・バランスなど、子育てや暮らしのあり方が多様化していく中で、保護者がどのように子育てや就労、生活をしていきたいかといった当事者の視点に立った子育て支援が重要となります。

このような状況を踏まえ、引き続き教育・保育の提供量に着目した視点を大切にするとともに、本市の子どもとその親が幸せに生き続けることができるよう、子育て支援の各事業を地域の協力のもと、計画的に推進することが求められます。

そこで、本市においては、「鹿島市子ども・子育て支援事業計画」を検証し、引き続き子ども・子育て支援新制度の実施主体として、その取り組みを計画的に推進していくため、「第二期鹿島市子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画という。」）（仮称）」を策定するものです。

2. 計画の名称について

本計画の名称は「第二期鹿島市子ども・子育て支援事業計画（仮称）」とします。

3. 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、国の定めた基本指針に即って策定するものです。

また、この計画は、本市のまちづくりの基本となる『鹿島市総合計画』との整合性を保ちながら、『鹿島市障害者基本計画』『鹿島市高齢者保健福祉計画』など、関連する本市の部門別計画との連携を図るものです。

さらに、計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう、柔軟に計画を進めます。

4. 本計画の期間

本計画は、
令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度）までの5年間とします。

5. 基本理念等について

本計画の基本理念や基本目標等については原則第一期計画を踏襲します。

但し、第一期の事業進捗状況等の分析の結果、必要に応じ基本目標以下、施策目標等の変更を検討していきます。

①計画の基本理念（案）

「～あの子もこの子も鹿島の未来～」

明るく元気に育ち、生きる力あふれる うるおいのあるまち 鹿島

②計画の基本目標（案）

基本目標1 未来を担い、創造する子どもたちを育む

- ・ 家族形態が多様化する中、親の孤立化や家庭教育力の低下を防止する。
- ・ 子育ての責任は、第一義的には保護者にあることを前提に地域全体で子どもの健全な成長を支援する。
- ・ 子育てに魅力や喜び、楽しみを感じ、安心して子どもを生き育てられる環境づくり
- ・ 男女ともに子育てと社会参画を両立できるまちづくり
- ・ 切れ目のない子育て支援の充実（追加）

基本目標2 子どもたちの可能性と夢を引き出す

- ・ 子どもたちが、心身ともに健全に育つことが重要であり、そのために大人の責務が大切である。
- ・ 子どもが「確かな生きる力」を身につけ、成長し自立できるまちづくり

基本目標3 地域の見守りと気づきで創る子どもたちの未来

- ・ 子どもたち、保護者が安全で安心して生活できる生活空間の整備
- ・ 子どもを事故や犯罪等から守るための地域が一体となった連絡体制の整備など、地域社会が地域の子どもの成長に積極的にかかわれる環境整備

【参考】子ども・子育て支援法

(基本理念)

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

6. 第二期計画策定にあたっての国からの通達事項について

「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等の考え方」（平成30年8月24日）参照。（*は新規追加事項です。）

①提供体制確保の実施時期の設定

②量の見込みの算出に用いる子どもの年齢について

*③トレンドや政策動向、地域の実情等の考慮

*④都市開発部局との十分な情報共有

⑤0歳児保育の量の見込み

*⑥「調査票のイメージ」における設問の修正（事務局側で対応済み）

⑦共働き等家庭の子どもの幼稚園利用について

*⑧企業主導型保育施設の地域枠の活用

*⑨特定教育・保育施設等の定員の取扱い

⑩放課後児童健全育成事業の量の見込み

⑪子育て短期支援事業の量の見込み

⑫利用者支援事業の量の見込み

●その他、国による第41回子ども・子育て会議（平成31年1月28日）により、「基本指針の改訂方針（案）」を計画に記載するよう示されています。

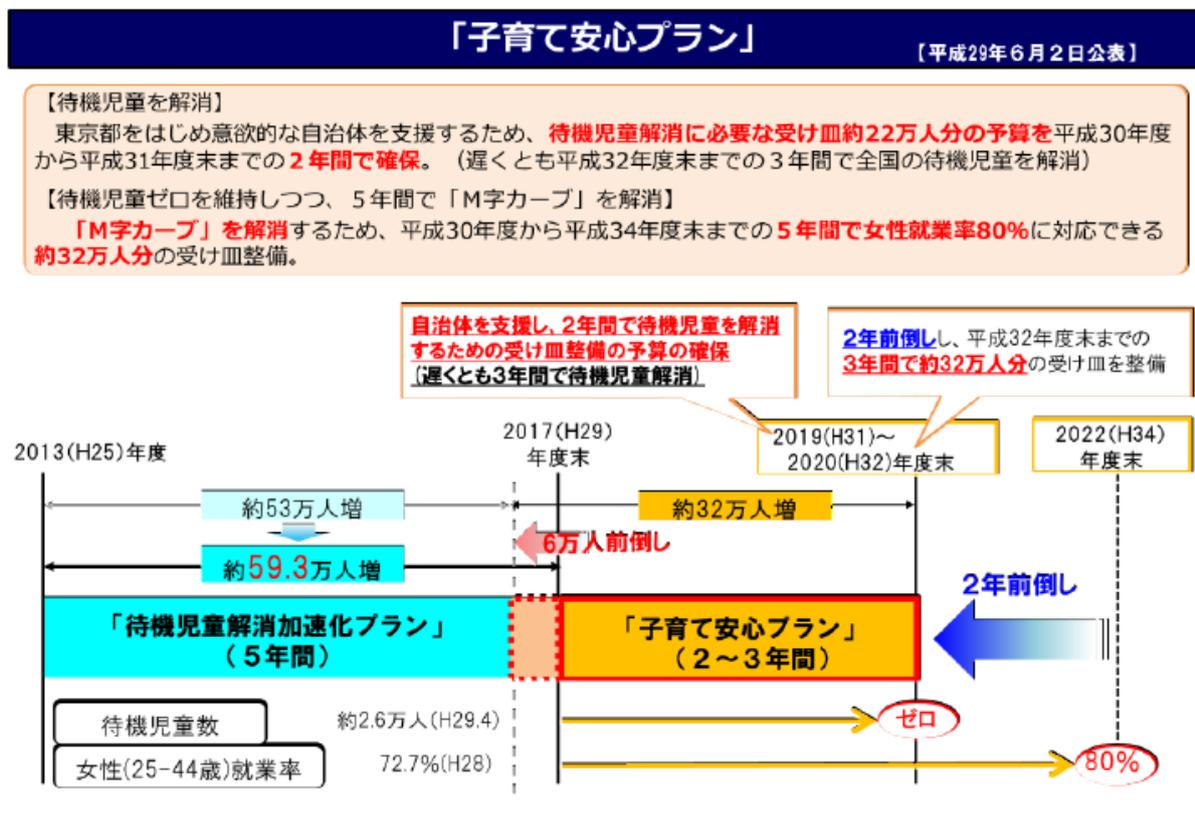
- ①幼児教育・保育の質の向上に資するよう、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保
- ②幼稚園の利用希望及び預かり保育利用希望の適切な対応の観点から公立幼稚園の入園対象年齢引き下げを含めた適切な確保方策の検討
（※鹿島市には公立保育園はありません）
- ③外国籍・帰国児童等外国につながる幼児の円滑な保育等の利用のための保護者等への支援

7. 第一期計画からの見直し検討内容、追加施策等について

・見直し又は拡充、継続案件等検討方針

- ①教育・保育の質の向上
- ②総合的な相談体制の構築
- ③子育て安心プラン等の国の政策及び幼児教育・保育の無償化に関する記載等

【参考】子育て安心プラン



8. 計画構成のイメージ

現段階での計画構成のイメージになります。

今後本会議、事務局協議を経て必要に応じ変更していきます。

第Ⅰ部 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨
2. 計画の概要

第Ⅱ部 鹿島市の子ども子育てを取り巻く状況

1. 人口・世帯数の動向
2. 教育・保育施設の状況
3. 地域子ども・子育て支援事業の状況
4. ニーズ調査結果の概要
5. 第一期子ども・子育て支援事業計画の評価
6. 鹿島市の子ども・子育て支援の課題

第Ⅲ部 鹿島市子ども・子育て支援の基本的考え方

1. 基本理念
2. 基本目標
3. 家庭・地域・事業者・行政の役割
4. 主要施策の方向

第Ⅳ部 事業計画

1. 教育・保育提供区域の設定
2. 教育・保育の提供体制の確保
3. 地域子ども子育て支援事業の充実
4. 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実
5. ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進
6. 計画の推進体制

第Ⅴ部 資料編

1. 用語解説
2. 計画策定の経緯
3. 鹿島市子ども・子育て会議条例
4. 鹿島市子ども・子育て会議委員名簿

9. 今後の策定スケジュールについて（案）

昨年度から、既に第二期計画策定に向けた取り組みをしていましたが、今後の動きとしては下記のとおりで提案します。なお、国からの動向も踏まえ対応していきます。

	H30						H31/R1												R2
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
現行計画の検証	●	●	●																
調査票の作成案・内容確認	●	●	●																
調査実施				●	●														
調査集計・分析						●	●	●	●										
子育て支援事業/実績・量の見込み							●	●	●	●	●	●							
子育て支援事業/需要・供給							●	●	●	●	●	●							
新委員委嘱									●										
調査集計結果報告									●										
重点課題と今後の方向性									●	●	●								
次期計画構成案(検討・作成)									●	●	●	●	●						
※パブリックコメント前の計画案													●						
パブリックコメント実施・意見聴取														●	●				
計画最終校正																	●		
計画最終案																	●		
計画策定																		●	
計画実施																			●
子ども・子育て会議/策定委員会			★						★		★		★				★		
庁内検討・議会等															■		■		

※パブリックコメント

市民生活に広く影響を及ぼす市政の基本的な計画、条例等を立案する過程で、これらの案の趣旨、内容等を市民の皆様公表し、お寄せいただいた意見を考慮して決定をするための一連の手続きのことを言います。